

<一般委託>

統一地方選挙における投票所並びに開票所等の器材の点検、送致及び回収等業務委託(一般委託)仕様書

統一地方選挙における投票所並びに開票所等の器材の点検、送致及び回収等業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	平成31年4月執行の統一地方選挙における投票所及び開票所器材を確実に送致・回収し、もって投票及び開票事務を適正かつ円滑に実施するため。
2	履行期間	平成31年4月1日 から 平成31年4月27日
3	施行場所	横須賀市内86投票所、1開票所、ヴェルクよこすか及び横須賀市共用倉庫
4	業務内容	受託者(以下「乙」という。)は、次の業務を行うこと。なお、業務の詳細は別紙器材送致・回収業務日程表(統一地方選挙)及び仕様書1~5によること。 (1)投票所器材の点検、送致及び回収(別紙「仕様書1」) (2)開票所器材の点検、送致及び回収(別紙「仕様書2」) (3)投票所並びに開票所諸物品の作製(別紙「仕様書3」) (4)器材回収後の倉庫内の整理 (5)期日前投票に係る物品一式の開票所への送致(別紙「仕様書4」) (6)横須賀市議会議員選挙立候補受付会場の設営及び撤収(別紙「仕様書5」) (7)街頭啓発に係る諸物品の送致及び回収並びに会場の設営及び撤収と補助(別紙「仕様書6」) (8)トランクの移動作業に関すること(別紙「仕様書7」) (9)その他委託者(以下「甲」という。)の指示すること
5	特記事項	(1)期間中は責任者1名を必ず配置すること。期間中の作業人数及び車両台数は、別紙「器材送致・回収業務日程表(統一地方選挙)」に記載のとおりとする。 (2)本件業務に係る日程は、変更する場合があるのであらかじめ承知しておくこと。 (3)乙は、本件業務を行う際、通行中の人又は自動車等の支障とならないよう行うこと。特に保育園、小学校については、細心の注意を払って業務を遂行すること。万一、人又は自動車等に損傷を与えた場合、治療又は修繕等に要する費用は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。 (4)乙は、本件業務を行う際、器材又は施設等に損傷を与えないよう十分注意して行うこと。万一、器材又は施設等に損傷を与えた場合は直ちに原状に復し、その費用はすべて乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。 (5)本件業務について乙は、横須賀市個人情報保護条例(平成5年条例第4号)第14条の定め及び別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守すること。
6	関係法規	
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)一般貨物自動車運送事業許可
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	横須賀市選挙管理委員会事務局 選挙管理課 松田 電話 046-822-8500

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入及び環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。          (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
------------------	--

統一地方選挙における投票所並びに開票所等の器材の点検、  
送致及び回収等業務委託 特記仕様書

神奈川県議会議員及び神奈川県知事選挙並びに横須賀市議会議員選挙における投・開票所等の器材の点検、送致及び回収等業務については、本仕様書に定めるところによるものとする。

## 1 目的

平成31年4月執行の神奈川県議会議員及び神奈川県知事選挙、並びに同月執行の横須賀市議会議員選挙における投・開票所器材を確実に送致・回収し、投票及び開票事務を適正かつ円滑に実施するため。

## 2 履行期間

平成31年4月1日から平成31年4月27日まで  
(別紙「器材送致・回収業務日程表」)

## 3 履行場所

横須賀市内86投票所、1開票所、ヴェルクよこすか及び横須賀市共用倉庫

## 4 業務内容

受託者(以下「乙」という。)は、次の業務を行うこと。なお、詳細は別紙仕様書1～6によること。

- (1) 投票所器材等の点検、送致及び回収(別紙「仕様書1」)
- (2) 開票所器材等の点検、送致及び回収(別紙「仕様書2」)
- (3) 投票所及び開票所諸物品の作製(別紙「仕様書3」)
- (4) 器材回収後の倉庫内の整理
- (5) 期日前投票に係る物品一式の開票所への送致(別紙「仕様書4」)
- (6) 横須賀市議会議員選挙立候補受付会場の設営及び撤収(別紙「仕様書5」)
- (7) 街頭啓発に係る諸物品の送致及び回収並びに会場の設営及び撤収と補助(別紙「仕様書6」)
- (8) トランクの移動作業(別紙「仕様書7」)
- (9) その他委託者(以下「甲」という。)の指示すること

## 5 特記事項

- (1) 本件業務について乙は、横須賀市個人情報保護条例（平成5年条例第4号）第14条の定め及び別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守すること。

### 横須賀市個人情報保護条例（抜粋）

(受託者の責務)

第14条 実施機関が前条の規定による委託を行った場合において、当該事務又は事業の全部又は一部(以下「委託事務」という。)の委託を受けたもの(実施機関以外のものから委託事務の委託を受けたものを含む。以下「受託者」という。)は、委託事務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

- 2 委託事務に従事している者(以下「委託事務従事者」という。)又は委託事務従事者であった者は、委託事務に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は委託事務の目的の範囲を超えて使用してはならない。

- (2) 乙は、本件業務を行う際、通行中の人又は自動車等の支障とならないよう行うこと。特に保育園、小学校については、細心の注意を払って業務を遂行すること。万一、人又は自動車等に損傷を与えた場合、治療又は修繕等に要する費用は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。
- (3) 乙は、本件業務を行う際、器材又は施設等に損傷を与えないよう十分注意して行うこと。万一、器材又は施設等に損傷を与えた場合は直ちに原状に復し、その費用はすべて乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

## 6 契約方法

総価による業務委託契約（一般委託）

## 7 支払方法

委託料の支払は、業務完了後一括払いとする。

## 8 その他の事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

## 9 監督員連絡先

横須賀市選挙管理委員会事務局選挙管理課 松田

電話 046(822)8500

器材送致・回収業務日程表(統一地方選挙、平成31年4月)

日	曜日	予定時間	作業内容	責任者④	作業員⑤	2t車③ (運転手含む)	軽車両又は人員輸送車⑥ (運転手含む)	作業人員計 (④～⑥計)	
1	月	8時～17時	投票所器材点検	1	2		1	4	
2	火	8時～17時	投票所器材点検	投票所器材送致	1	5	2	2	10
3	水	8時～17時	投票所器材点検	投票所器材送致	1	5	2	2	10
4	木	8時～17時	投票所器材点検	投票所器材送致	1	5	2	2	10
5	金	8時～17時	開票所器材点検	投票所器材送致	1	5	2	2	10
6	土	8時～17時	投票所器材送致 (追加・不足)	(開票所器材点検)	1	1		2	4
7	日	9時～17時	開票所器材送致		1	11	5	4	21
		18時～20時	期日前投票に係る投票箱送致(※)		(1)	(1)	(1)		(3)
8	月	8時～17時	投票所(一部)・開票 所器材回収	開票所器材収納 投票所器材回収(一 部)	1	11	5	4	21
∩									
13	土	8時～17時	街頭啓発(市議選)	市議選立候補受付会 場設営	1	6		1	8
14	日	18時～21時	市議選立候補受付会場撤収		1	3		1	5
∩									
18	木	8時半～17時	開票所器材点検	開票所器材点検	1	3		1	5
19	金	8時半～17時	開票所器材点検 投票所器材送致(一 部)	投票所器材送致(一 部)	1	4	1	1	7
20	土	8時～17時	投票所器材送致 (追加・不足)	(開票所器材点検)	1	5	2	2	10
21	日	9時～17時	開票所器材送致		1	8	3	3	15
		18時～20時	期日前投票に係る投票箱送致(※)		(1)	(1)	(1)		(3)
22	月	8時～17時	投票所(一部)・開票 所器材回収	開票所器材収納	1	8	3	3	15
23	火	8時半～17時	投票所器材回収 共用倉庫整理	投票所器材回収 共用倉庫整理	1	5	2	2	10
24	水	8時半～17時	投票所器材回収 共用倉庫整理	投票所器材回収 共用倉庫整理	1	5	2	2	10
25	木	8時半～17時	投票所器材回収 共用倉庫整理	投票所器材回収 共用倉庫整理	1	5	2	2	10
26	金	8時半～17時	投票所器材回収 共用倉庫整理	投票所器材回収 共用倉庫整理	1	5	2	2	10
27	土	8時半～17時	共用倉庫整理	共用倉庫整理	1	3		2	6
計					20	105	35	41	201

※期日前投票に係る投票箱送致の作業員は、開票所器材を送致した者のうち、責任者を含む3名が引き続き業務を行うため、作業人数には含めていない。

投票所器材等の点検、送致及び回収に関すること

1 投票所器材の点検に関すること

(1) 点検する器材

- ・机（大、小）
- ・記載台（標準、身体障害者用）
- ・椅子
- ・投票箱
- ・外灯用電球一式

(2) 作業内容

- ・上記（1）の器材を組み立て、使用に支障がないか点検する。
- ・軽易な作業で補修できるものは補修する。
- ・外灯用電球は、選管から指示された数量の電球、ソケット、コードがあるかを確認する。
- ・使用できない器材は、「使用不可」の表示をし、一まとめにする。
- ・上記（1）中の机（大・小）及び椅子について、「選挙管理委員会」のシールを貼り付ける。なお、シールは業務初日に配付する。

2 投票所器材の送致に関すること

(1) 送致器材及び数量

- ・別紙「投票所器材送致予定一覧表」に記載のとおり。ただし、変更する場合がある。
- ・消耗品類を梱包したダンボール箱
- ・主な投票所器材の寸法は、別紙「主な投票所器材の寸法」のとおり。

(2) 送致場所

別紙「投票所一覧表」に記載された投票所 86 箇所。

(3) 日程

原則として、別紙「投票所器材送致日程表」のとおりとする。

ただし、委託者(以下「甲」という。)から指示を受けた場合を除く。

#### (4) 作業内容

- ・受託者（以下「乙」という。）は、本項（１）～（３）に従い、横須賀市共用倉庫並びにヴェルクよこすかから各投票所に器材を送致すること。ただし、上記１「投票所器材の点検に関すること」に指示した器材は、必ず点検を終えたものを送致すること。
- ・乙は、投票所器材の送致日及び到着予定時刻について、別途通知する施設管理者等の連絡先に次のとおり連絡すること。
  - ①送致日の１週間前
  - ②送致日前日
  - ③送致日当日、送致場所に向かうとき
- ・乙は、施設管理者等から送致日程の変更の申出を受けた場合、必ず甲へ連絡し、その指示を受けること。
- ・乙は、投票所器材の送致日当日、交通事情等により事前に連絡した到着予定時刻が変わる場合には施設管理者等に速やかに連絡すること。
- ・乙は、器材を搬入するときは、必ず施設管理者等の立ち会いのもとで行うこと。ただし、甲が指示した施設及び施設管理者等から立ち会いしない旨の申出があった場合はこの限りではない。
- ・乙は、器材を施設管理者等の指示した場所に荷崩れしないよう細心の注意を払って搬入すること。
- ・乙は、甲が指示した器材の数量と搬入した器材の数量が合致するか必ず確認すること。
- ・乙は、器材の送致が完了したときは、送致日ごとに別途甲が作成する「送致完了報告書」により速やかに甲に報告すること。なお、「送致完了報告書」は業務初日に配付する。
- ・乙は、器材の追加等が発生した場合、甲の指示により速やかに器材を送致すること。

### 3 投票所器材の回収に関すること

#### (1) 回収器材

- ・上記２（１）に指示した器材（ただし、麻ロープと投票箱を除く）

- ・使用済み投票案内（ハガキ）

- ・トランク一式

（２）回収場所

上記２（２）と同じ。

（３）回収日程

別紙「投票所器材回収日程表」のとおり。

ただし、甲から指示を受けた場合を除く。

（４）作業内容

- ・乙は、本項（１）～（３）に従い、器材を回収し、横須賀市共用倉庫並びにヴェルクよこすかに収納すること。

- ・乙は、投票所器材の回収日及び到着予定時刻について、別途通知する施設管理者等の連絡先に次のとおり連絡すること。

①回収日の１週間前

②回収日の前日

③回収日当日、回収場所に向かうとき

- ・乙は、施設管理者等から回収日程の変更の申出を受けた場合、必ず甲へ連絡し、その指示を受けること。

- ・乙は、投票所器材の回収日当日、交通事情等により事前に連絡した到着予定時刻が変わる場合には施設管理者等に速やかに連絡すること。

- ・乙は、器材を回収するときは、必ず施設管理者等の立ち会いのもとで行うこと。ただし、甲が指示した施設及び施設管理者等から立ち会いしない旨の申出があった場合はこの限りではない。

- ・乙は、甲が指示した器材の数量と回収した器材の数量が合致するか必ず確認すること。

- ・乙は、器材の回収が完了したときは、回収日ごとに別途甲が作成する「回収完了報告書」により速やかに甲に報告すること。なお、「回収完了報告書」は業務初日に配付する。

# 投票所器材送致予定一覧表

投票区	投票所	立看板	マット	投票箱・ロープ	投票箱の大きさ	身障者記載台	標準記載台	椅子	大机 (W120)	小机 (W90)	ブルーシート	コード (m)	ソケット電球	スロープ	コードリール	カラーコーン	新型電球	養生シート	投光器	施設保管器材	その他
1	追浜小学校	1	9	3	小	1	4		10	1					2		1		1		
2	鷹取小学校	1		3	大	1	8		12	5		30	5		5		1		4	スロープ等2、 カラーコーン6	
3	追浜行政センター分館 (追浜コミュニティセンター南館)	1		3	大	1	6			2											案内表示1 (拡大コピー)
4	榎戸町内会館	1	7	3	小	1	4				2					2				スロープ1	
5	浦郷小学校	3	25	3	大	1	8								2	10	1	2	2		トラバナー10、 案内看板3、 コーンウエイト10
6	追浜南町協会の会館	1	5	3	小	1	4			3	1										モップ1、 すべり止めテープ3
7	船越小学校	1		3	大	1	8								4	4	1		1	スロープ等3、 カラーコーン2	トラバナー2
8	田浦小学校	1	9	3	大	1	6								3		1		3		
9	長浦コミュニティセンター	1	3	3	大	1	5								1	2			2		コーン用バー1
10	吉倉町内会館	1	7	3	小	1	2		3	2	6									スロープ4	※ブルーシートは小さいもの
11	逸見小学校	1	13	3	大	1	6		8	4	2	20	4	4	3	3			3		延長コード2 (5, 10M)、 ラジオペンチ、 スロープ用手すり一式、 コーンウエイト3
12	逸見東部町内会館	1		3	小	1	4			2											
13	坂本中学校	1	12	3	大	1	4					30	15		1		1				
14	旧坂本小学校	1	18	3	大	1	8	30	10	5					2	30	1		2		傘立 (ポリバケツ) 1、 コーン用バー20、 箱置台3、 案内表示5、 前日渡すもの (湯沸ポット1、紙コップ 30、雑巾3)
15	汐入小学校	2		3	大	1	6								3		2	6	2		すべり止めテープ1、 看板2枚のうち1枚は案内看板

16	常葉中学校	3	14	3	大2 小2	1	4		5					7	12	2		5	開封機2、 トラハ <sup>6</sup> -10、 車イス1、 PPボ <sup>6</sup> ックス3、 看板3枚のうち案内用2枚・指定投票区1 枚、 車両入口・出口A3パウチ各1、 案内矢印A3パウチ左4、5、投票箱の口に 注意
17	ソフィアステイシア ガーデンサロン	4		3	大	1	6				3			1			2		立看板4のうち3枚は案内看板 (板のみ送致)
18	田戸小学校	1	19	3	大	1	8		12					4	6	1		1	懐中電灯 4 (予備電池16)、 針金10m分、 案内看板 1、 玄関マット1
19	三春コミュニティーセ ンター (集会室)	1	9	3	大	1	5												スロープ 案内矢印 1 (A1矢印右向き)、 箱置台3
20	山崎小学校	1		3	大	1	4							3		1		3	
21	市立看護専門学校	1	14	3	小	1	6	6	4	5	11							11	トラハ <sup>6</sup> -6(2m×3, 1m×3)、 スリッパ <sup>5</sup> 、 トラテア <sup>3</sup> 、 プラスチック <sup>6</sup> ンポール12、 車椅子1、 養生用テープ 18、 モップ1、 ビニールテープ 2 (赤1・青1)
22	富士見会館	1	7	3	小	1	4	20	4	4			5	2	4	3		1	パーティーション(白) 1、 モップ1、 延長コード (5m)
23	豊島小学校	1		3	大	1	4		3	1	60	15		3	10	2	15	2	スロープ等2 パーティーション6
24	鶴久保小学校	1	8	3	大	1	4		6		20	5		4		1		3	
25	鶴が丘保育園	1	11	3	小	1	4			6	2								スロープ2
26	上町保育園	1	9	3	小	1	4		2	3	3			2				3	
27	汐見台町内会館	1	8	3	小	1	4				4								スロープ3
28	南佐野町内会館	1	15	3	小	1	4			8	4						2		スロープ等6、 チェンスカット <sup>2</sup> セット
29	公郷中学校	1		3	大	1	6				60	40		5		1	3	1	スロープ1、 カラーコーン2
30	公郷小学校	1	10	3	大	1	7							1		1			スロープ等2、 カラーコーン2



50	小原台小学校	4	19	3	小	1	4							2		1	2	1	スロープ2、カラーコーン2	針金10m、看板4のうち3枚は案内看板
51	早稲田ハイム集会所	1	9	3	小	1	4		1	6	10								スロープ等 1	木製踏み台1、すのこ6、モップ1
52	鴨居小学校	1		3	大	1	10							2	8	2	4	1		トラバー (1m×2)
53	旧上の台中学校	1	4	3	大	1	4	18	6	4	10	30	10	3	12	2		2		駐車禁止表示A4サイズ12枚 (カラーコーン貼付け)、バケツ3
54	県営浦賀かもめ団地集会所	1		3	小	1	4			3	8			1	5	1	10			
55	高坂小学校	1		3	大	1	6					40	20	1		1		1	スロープ1、カラーコーン4	
56	光風台町内会館	1	5	3	小	1	2			4	2								踏台1	ブルーシートは大2
57	コーエイマンション自治会館	1		3	小	1	4			3					2		3		スロープ等4	
58	若宮台町内会館	1		3	小	1	2			2										
59	岩戸小学校	1	13	3	大	1	5							4		1	1	4		車イス1、箱置台3
60	岩戸コミュニティセンター	1	5	3	小	1	4								2		4			ポリバケツ1 (傘立て用)、玄関マット1、箱置台3
61	佐原町内会館	4		3	大	1	5		1	5				1	2	1		1		看板4のうち3枚は案内看板
62	久里浜中学校 (体育館)	1	9	3	大	1	6		4			20	10	3		3		3	スロープ等3、カラーコーン4	
63	明浜小学校	1	1	3	小	1	4							5		2		3	スロープ等2、カラーコーン4	箱置台3、ベニヤ板1
64	久里浜台自治会館	3		3	小	1	4				2			4			3	4		看板3のうち2枚は案内看板パーテーション (白) 1
65	久里浜小学校	1	15	3	小	1	7							5		1		3		整理立て1
66	久里浜町内会館	1		3	小	1	4		1											
67	ハイランド二丁目自治会館	1		3	小	1	4		2	2	4			2		4		6	1	すべり止めテープ1
68	栗田小学校	1		3	大	1	9		14	10				4	3	4	1	4	2	

69	野比東小学校 (1階ホール)	2	20	3	大	1	4			10				1		1				延長コード10M1本、5M1本	
70	野比小学校	1		3	大	1	8							2	3	1	4	2	スロープ等3、特注緑 マット	車椅子用案内図 (A3×8) (A4×2)、 トラテープ2、 はがし	
71	栗田町内会館	1	11	3	小	1	3		2	2	12			4	2	2		4	2	スロープ一式	針金 (50cm×6本)、 トラテープ2、 パーテーション(肌色) 6、
72	北下浦小学校	1		3	大	1	6			11				4	25	1	3	2		コーン用バー4	
73	津久井浜高等学校	2		3	大	3	4	30	16	8	12	40	16	2	3	50	1	2	2	コーン40、車椅子1、ペニキ板7、のぼり竿 23、大矢印1、矢印 (左右各5)、白三枚板 パーテーション2、木目パーテーション、懐中電灯3、立	
74	長井婦人会保育園	1	14	3	小	1	4			9	4									スロープ等 2	
75	長井小学校	1	15	3	大	1	4							1		1	3	1	スロープ等2、カラー コーン2、鉄板 2	車椅子1、マット4本は20mくらい長めを送 る	
76	武山中学校	1	9	3	大	1	7			19				2	6	2		2	スロープ等3、カラー コーン4		
77	武山コミュニティー センター	2	14	3	大	1	7							1						看板2枚のうち1枚は案内看板	
78	武山小学校	3	15	3	大	1	6							2	2		1	12	1	トラハ-9、車椅子1、矢印A3×4枚、看板3 のうち2枚は案内看板、マットは丸く巻いてあ る物	
79	山科台自治会館	1	9	3	小	1	4			10										スロープ等2	
80	荻野小学校	1		3	小	1	4			6										スロープ1、カラーコー ン4	
81	佐島町内会館	1	10	3	小	1	4			2	3			1	4	1				スロープ2、カラーコー ン 2	マットは赤6・緑4、ブルーシートは大
82	大楠小学校	1	12	3	大	1	5		12					3		2					
83	秋谷老人福祉セン ター	1		3	小	1	4			6				1		2					
84	湘南国際村自治会館	1		3	小	1	3									2	1				箱置台3、「投票所入口」表示紙 (A3× 1)、「靴を脱いでお上がり下さい」表示 紙 (A3縦半分)、車イス1
85	久比里若宮会館	1	1	3	小	1	4		8	3						2					
86	湘南池上自治会館	1		3	小	1	4			3					7	2	1				トラハ-6、養生用テープ 10、箱置台3

主な投票所器材の寸法

項目	寸法	備考	送致箇所数
立看板	幅45cm×高200cm	木製	86
マット	幅90cm×長さ10m	巻いた状態で輸送	67
投票箱・ロープ	縦72cm×横41cm×奥行44cm	折りたたみ式	86
身体障害者用記載台	幅83cm×奥行50cm	折りたたみ式	86
標準記載台	幅150cm×奥行35cm	折りたたみ式	86
大机(W120)	(天板の寸法) 幅120cm×奥行45cm	折りたたみ式	31
小机(W90)	(天板の寸法) 幅90cm×奥行45cm	折りたたみ式	41
コード(m)	投票所ごとに52cm×40cmの紙袋に梱包		12
ソケット・電球			
スロープ	寸法各種 最大(幅140cm×奥行260cm)	25台	10
消耗品類を梱包したダンボール箱	幅53cm×奥行33cm×高さ30cm	約90箱、梱包は選挙管理委員会事務局が行う	86

## 投票所一覧表

平成31年4月執行 統一地方選挙

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	横須賀市立追浜小学校（体育館）	横須賀市 鷹取2丁目16番1号
第2投票区	同 鷹取小学校（体育館）	同 湘南鷹取4丁目7番1号
第3投票区	追浜コミュニティセンター分館	同 夏島町7番地
第4投票区	榎戸町内会館	同 浦郷町2丁目71番地
第5投票区	横須賀市立浦郷小学校（多目的ホール）	同 追浜東町2丁目14番地
第6投票区	追浜南町協力会会館	同 追浜南町2丁目21番地
第7投票区	横須賀市立船越小学校（体育館）	同 船越町5丁目34番地
第8投票区	同 田浦小学校（体育館）	同 田浦町3丁目55番地
第9投票区	長浦コミュニティセンター（集会室兼体育室）	同 長浦町2丁目45番地
第10投票区	吉倉町内会館	同 吉倉町1丁目83番地
第11投票区	横須賀市立逸見小学校（体育館）	同 西逸見町1丁目14番地
第12投票区	逸見東部町内会館	同 東逸見町2丁目69番地
第13投票区	横須賀市立坂本中学校（体育館）	同 坂本町1丁目19番地
第14投票区	旧横須賀市立坂本小学校（体育館）	同 坂本町2丁目39番地
第15投票区	横須賀市立汐入小学校（体育館）	同 汐入町2丁目53番地
第16投票区	同 常葉中学校（体育館）	同 小川町18番地
第17投票区	ソフィアステイシア ガーデンサロン	同 平成町1丁目5番地3号
第18投票区	横須賀市立田戸小学校（体育館）	同 米が浜通2丁目12番地
第19投票区	三春コミュニティセンター（集会室兼体育室）	同 三春町2丁目12番地
第20投票区	同 山崎小学校（体育館）	同 三春町6丁目4番地
第21投票区	市立看護専門学校	同 横須賀市上町2-36
第22投票区	富士見会館	同 富士見町1丁目49番地
第23投票区	横須賀市立豊島小学校（体育館）	同 上町3丁目21番地
第24投票区	同 鶴久保小学校（体育館）	同 不入斗町1丁目1番地
第25投票区	同 鶴が丘保育園（遊戯室）	同 鶴が丘2丁目3番1号
第26投票区	同 上町保育園（保育室）	同 佐野町1丁目20番地
第27投票区	汐見台町内会館	同 汐見台2丁目16番5号
第28投票区	南佐野町内会館	同 佐野町5丁目2番地
第29投票区	横須賀市立公郷中学校（体育館）	同 公郷町5丁目81番地
第30投票区	同 公郷小学校（体育館）	同 公郷町4丁目5番地
第31投票区	同 衣笠小学校（体育館）	同 小矢部2丁目16番1号
第32投票区	同 衣笠青少年の家（集会室）	同 衣笠栄町3丁目1番地
第33投票区	同 池上中学校（体育館）	同 池上3丁目5番1号
第34投票区	同 池上小学校（体育館）	同 池上3丁目5番1号
第35投票区	同 城北小学校（体育館）	同 平作1丁目6番1号
第36投票区	同 大矢部中学校（武道館）	同 森崎5丁目14番2号
第37投票区	同 森崎小学校（体育館）	同 森崎3丁目13番1号
第38投票区	同 大矢部小学校（体育館）	同 大矢部3丁目26番1号
第39投票区	同 根岸小学校（集会室）	同 大津町5丁目5番1号
第40投票区	同 大津小学校（体育館）	同 大津町3丁目24番1号
第41投票区	池田町内会館	同 池田町2丁目13番5号
第42投票区	馬堀町1丁目町内会館	同 馬堀町1丁目17番1号
第43投票区	横須賀市立馬堀小学校（体育館）	同 馬堀町4丁目10番1号
第44投票区	同 走水小学校（体育館）	同 走水2丁目2番2号
第45投票区	同 望洋小学校（体育館）	同 桜が丘1丁目50番1号

投票区名	建物の名称	所在地
第46投票区	吉井町内会館	横須賀市 吉井2丁目7番54号
第47投票区	浦賀改良アパート集会所	同 浦上台3丁目3番1号
第48投票区	横須賀市立浦賀小学校（体育館）	同 浦賀3丁目8番1号
第49投票区	立野会館	同 二葉1丁目34番4号
第50投票区	横須賀市立小原台小学校（体育館）	同 小原台3番1号
第51投票区	早稲田ハイム集会所	同 二葉2丁目18番
第52投票区	横須賀市立鴨居小学校（体育館）	同 鴨居3丁目1番6号
第53投票区	同 旧上の台中学校（体育館）	同 鴨居2丁目55番15号
第54投票区	県営浦賀かもめ団地集会所	同 鴨居2丁目80番39号
第55投票区	同 高坂小学校（体育館）	同 西浦賀町3丁目150番地
第56投票区	光風台町内会館	同 光風台23番25号
第57投票区	コーエイマンション自治会館	同 舟倉1丁目32番1号
第58投票区	若宮台町内会館	同 若宮台35番37号
第59投票区	横須賀市立岩戸小学校（体育館）	同 岩戸5丁目20番1号
第60投票区	岩戸コミュニティセンター(集会室兼体育室)	同 岩戸1丁目10番18号
第61投票区	佐原町内会館	同 佐原4丁目6番1号
第62投票区	横須賀市立久里浜中学校（体育館）	同 久里浜2丁目11番1号
第63投票区	同 明浜小学校（体育館）	同 久里浜6丁目7番1号
第64投票区	久里浜台自治会館	同 久里浜台2丁目2番1号
第65投票区	横須賀市立久里浜小学校（体育館）	同 久里浜6丁目6番1号
第66投票区	久里浜町内会館	同 久里浜8丁目7番2号
第67投票区	ハイランド二丁目自治会館	同 ハイランド2丁目31番1号
第68投票区	横須賀市立栗田小学校（体育館）	同 ハイランド2丁目41番1号
第69投票区	同 野比東小学校（1階ホール）	同 野比4丁目6番1号
第70投票区	同 野比小学校（体育館）	同 野比1丁目25番1号
第71投票区	栗田町内会館	同 栗田2丁目24番11号
第72投票区	横須賀市立北下浦小学校（体育館）	同 長沢1丁目29番1号
第73投票区	神奈川県立津久井浜高等学校（格技場）	同 津久井4丁目4番1号
第74投票区	長井婦人会保育園（保育室）	同 長井2丁目2番3号
第75投票区	横須賀市立長井小学校（体育館）	同 長井5丁目9番1号
第76投票区	同 武山中学校（武道館）	同 武3丁目31番1号
第77投票区	武山コミュニティセンター(集会室兼体育室)	同 武3丁目5番1号
第78投票区	同 武山小学校（体育館）	同 太田和3丁目1番1号
第79投票区	山科台自治会館	同 山科台19番1号
第80投票区	横須賀市立荻野小学校（体育館）	同 荻野8番1号
第81投票区	佐島町内会館	同 佐島3丁目5番2号
第82投票区	横須賀市立大楠小学校（体育館）	同 芦名1丁目29番18号
第83投票区	同 秋谷老人福祉センター	同 秋谷3丁目6番25号
第84投票区	湘南国際村自治会館	同 湘南国際村2丁目1番1号
第85投票区	久比里若宮会館	同 久比里1丁目4番11号
第86投票区	湘南池上自治会館	同 池上7丁目31番5号

## 投票所器材送致日程表

		4月2日(火)		4月3日(水)	
		1班	2班	1班	2班
午前	1	田戸小学校	1 逸見小学校	1 汐入小学校	1 池上小学校
	2	馬堀小学校	2 田浦小学校	2 旧坂本小学校	2 衣笠青少年の家
	3	大津小学校	3 浦郷小学校	3 坂本中学校	3 城北小学校
	4	根岸小学校	4 追浜小学校	4 鶴久保小学校	4 池上中学校
	5	大矢部中学校	5 鷹取小学校	5 豊島小学校	5 湘南池上自治会館
			6 船越小学校		6 衣笠小学校
午後	1	武山中学校	1 野比東小学校	1 県営浦賀かもめ団地集会所	1 三春コミュニティセンター
	2	武山小学校	2 野比小学校	2 旧上の台中学校	2 山崎小学校
	3	大楠小学校	3 北下浦小学校	3 小原台小学校	3 公郷中学校
	4	荻野小学校	4 岩戸コミュニティセンター	4 鴨居小学校	4 公郷小学校
	5	長井小学校	5 岩戸小学校	5 走水小学校	5 森崎小学校
			6 大矢部小学校	6 望洋小学校	

		4月4日(木)		4月5日(金)	
		1班	2班	1班	2班
午前	1	浦賀小学校	1 粟田町内会館	1 光風台町内会館	1 南佐野町内会館
	2	高坂小学校	2 粟田小学校	2 久里浜台自治会館	2 津久井浜高校
	3	久里浜小学校	3 ハイランド二丁目自治会館	3 久比里若宮会館	3 佐原町内会館
	4	明浜小学校	4 ソフィアステイシアガーデンサロン	4 久里浜町内会館	4 吉井町内会館
	5	久里浜中学校	5 常葉中学校	5 コーエイマンション自治会館	
				6 若宮台町内会館	
午後	1	逸見東部町内会館	1 市立看護専門学校	1 池田町内会館	1 武山コミュニティセンター
	2	吉倉町内会館	2 富士見会館	2 早稲田ハイム集会所	2 長井婦人会保育園
	3	長浦コミュニティセンター	3 上町保育園	3 立野会館	3 佐島町内会館
	4	追浜南町協力会会館	4 鶴が丘保育園	4 浦賀改良アパート集会所	4 秋谷老人福祉センター
	5	追浜行政センター分館	5 汐見台町内会館	5 馬堀町1丁目町内会館	5 山科台自治会館
	6	榎戸町内会館			

※湘南国際村自治会館は4/6(土)午後5時

## 投票所器材回収日程表

		4月23日(火)		4月24日(水)	
		1班	2班	1班	2班
午前	1	久里浜町内会館	1 津久井浜高校	1 浦賀小学校	1 武山コミュニティセンター
	2	光風台町内会館	2 佐原町内会館	2 高坂小学校	2 栗田小学校
	3	若宮台町内会館	3 市立看護専門学校	3 久里浜小学校	3 ハイランド二丁目自治会館
	4	久里浜台自治会館	4 上町保育園	4 明浜小学校	4 ソフィアステイシアガーデンサロン
	5	コーエイマンション自治会館	5 鶴が丘保育園	5 久里浜中学校	5 常葉中学校
			森崎小学校	6 坂本中学校	
午後	1	池田町内会館	1 栗田町内会館	1 逸見東部町内会館	1 富士見会館
	2	早稲田ハイム集会所	2 山科台自治会館	2 吉倉町内会館	2 南佐野町内会館
	3	立野会館	3 長井婦人会保育園	3 長浦コミュニティセンター	3 汐見台町内会館
	4	浦賀改良アパート集会所	4 佐島町内会館	4 追浜南町協力会会館	4 三春コミュニティセンター
	5	馬堀1丁目町内会館	5 秋谷老人福祉センター	5 追浜行政センター分館	
			6 湘南国際村自治会館	6 榎戸町内会館	

		4月25日(木)		4月26日(金)	
		1班	2班	1班	2班
午前	1	汐入小学校	1 湘南池上自治会館	1 田戸小学校	1 逸見小学校
	2	旧坂本小学校	2 衣笠小学校	2 馬堀小学校	2 田浦小学校
	3	鶴久保小学校	3 衣笠青少年の家	3 望洋小学校	3 浦郷小学校
	4	豊島小学校	4 城北小学校	4 大津小学校	4 追浜小学校
			5 池上中学校	5 根岸小学校	5 鷹取小学校
			6 池上小学校		6 船越小学校
午後	1	県営浦賀かもめ団地集会所	1 山崎小学校	1 武山中学校	1 野比東小学校
	2	旧上の台中学校	2 公郷中学校	2 武山小学校	2 野比小学校
	3	小原台小学校	3 公郷小学校	3 大楠小学校	3 北下浦小学校
	4	鴨居小学校	4 大矢部中学校	4 荻野小学校	4 岩戸コミュニティセンター
	5	走水小学校		5 長井小学校	5 岩戸小学校
					6 大矢部小学校

※久比里若宮会館は4/22(月)午後(開票所撤収が終わってから)

※吉井町内会館は4/22(月)午後(開票所撤収が終わってから)

開票所器材等の点検、送致及び回収に関すること

1 器材の点検に関すること

(1) 点検する器材

- ・机（大、小）
- ・開票台

(2) 作業内容

- ・机は、組み立てて使用に支障がないか点検する。
- ・軽易な作業で補修できるものは補修する。
- ・開票台は、脚を固定するネジがあるか確認する。
- ・ネジが不足しているものは、ネジを取り付ける。

2 開票所器材の送致に関すること

(1) 送致器材及び数量

- ・別紙「開票所器材一覧表」に記載のとおり。ただし、変更する場合がある。
- ・別途指示する器材。
- ・主な開票所器材の寸法は、別紙「開票所器材一覧表」に記載のとおり。

(2) 送致場所

横須賀市総合体育会館 メインアリーナ及びサブアリーナ

3 開票所器材の回収に関すること

(1) 回収器材

送致器材に麻ロープ、投票箱並びに投票所から開票所に送致されたトランク及び投票済投票用紙等一式を加えたもの。

(2) 回収場所

メインアリーナ及びサブアリーナ（役員室、放送室等を含む）。

なお、横須賀市議会議員選挙においては、メインアリーナのみとする。

#### 4 開票所器材送致及び回収日程に関すること

##### (1) 送致日程

予定時刻	県議・知事選挙（4月7日）	市議選挙（4月21日）
8時30分	開票所器材積込開始（積込完了後、直ちに出發）	
13時00分	出發（13時までに） 到着後、直ちにシート敷設開始 （メイン・サブアリーナ同時進行） 階段等の養生開始（サブアリーナ）	出發（13時までに） 到着後、直ちにシート敷設開始 （メインアリーナ）
14時30分	階段等の養生完了後、器材搬入開始 （メイン・サブアリーナ同時進行）	器材搬入開始 （メインアリーナ）
17時00分	器材搬入完了（17時から開票所職員が設営開始）	
18時00分	期日前投票に係る投票箱の積込開始（ヴェルクよこすか） 積込完了後、直ちに開票所へ出發	
19時00分	期日前投票に係る投票箱の送致完了後、業務終了	

##### (2) 回収日程

予定時刻	県議・知事選挙の翌日（4月8日）	市議選挙の翌日（4月22日）
8時00分	開票所器材搬出開始 （メイン・サブアリーナ同時進行）	開票所器材搬出開始 （メインアリーナ）
10時00分	シート撤去開始（器材搬出と同時進行）	
11時00分	開票所器材搬出完了 搬出完了後、階段等の養生撤去開始	開票所器材搬出完了
12時00分	シート撤去、階段等の養生撤去完了	シート撤去完了
13時00分	市共用倉庫に出發 到着後、直ちに器材収納開始（共用倉庫・ヴェルクよこすか）	
17時00分	開票所器材収納完了（共用倉庫・ヴェルクよこすか）	

#### 5 作業内容

(1) 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）が指示した日程に従い、点検を終えた器材を横須賀市共用倉庫及びヴェルクよこすかから開票所に送致すること。

(2) 乙は、甲が指示した日程に従い、送致場所から器材を回収し、横須賀

市共用倉庫及びヴェルクよこすかに収納すること。

- (3) 乙は、器材の送致及び回収の際、甲が指示した数量を必ず確認し間違いのないよう確実に送致及び回収すること。
- (4) 乙は、器材の不足等が発生した場合は、甲の指示により速やかに器材を送致すること。
- (5) 乙は、開票所より回収してきた投票済投票用紙を、共用倉庫にて保管してある「同一選挙の前回分」の投票済投票用紙と入れ替え、ヴェルクよこすかに収納すること。

# 開票所器材一覧表

開票所 総合体育会館(メイン・サブアリーナ)

県議・知事選

	物 品 名	合計	メイン	サブ	規 格 等
1	ローレル(計数機)	60	32	28	
2	開票台	200	120	80	200cm×100cm× 92cm
3	(450×650)	16	10	6	450cm×650cm(茶箱)ほか
	開票台シート	0	0	0	180cm×360cm(茶箱)
	(200×300)	10	10	0	200cm×300cm
4	分類箱 (23箱)	736	320	416	25cm× 18cm(プラスチック製)
5	サブケース(鉄箱)	150	100	50	47cm× 14cm
6	10連ケース	2	1	1	
7	区分箱(10個用)	3	3	0	
8	デコラテーブル (大)	55	40	15	45cm×120cm× 72cm
	(小)	70	40	30	45cm× 90cm× 72cm
9	イチゴパック	300	200	100	17cm× 25cm× 7cm
10	(2個用)	30	20	10	別途、作製
	開票所用トレイ (3個用)	0	0	0	
	(4個用)	40	20	20	
11	コードリール	19	14	5	
12	立看板	2	1	1	
13	マット	40	30	10	
14	ブルーシート	15	10	5	
15	特製ダンボール	200	100	100	投票用紙梱包用・その他用
16	くま手	2	2	0	
17	ブックエンド	20	10	10	
18	買物かご	70	50	20	
19	ガムテープ	300	120	180	
20	投光器	7	5	2	
21	大型はさみ	2	1	1	カギ切断用
22	傘用ビニール袋	700	300	400	
23	軍手	130	30	100	単位:双
24	チョーク(白色)	20	10	10	
25	電動メガホン	6	3	3	
26	懐中電灯	8	4	4	
27	数取機	2	0	2	

## 開票所器材一覧表

開票所 総合体育会館(メイン・サブアリーナ)

県議・知事選

駐車場関係器材(共通)

	物 品 名	数量	メイン	サブ	規 格 等
1	交通整理灯	16			
2	雨合羽	20			
3	トランシーバー	12			
4	安全ベスト	20			
5	カラーコーン	50			
6	カラーコーン用バー	20			

投票所から開票所に送致された器材等で回収するもの

	物 品 名	数量	メイン	メイン	規 格 等
1	投票箱	174	87	87	ロープ、カギを含む
2	トランク	86	86		36cm×55cm×24cm
3	投票用紙等	100	50	50	50cm×50cm×50cmのダンボールに梱包

# 開票所器材一覧表

開票所 総合体育会館(メインアリーナ)

市議選

	物 品 名	数量	規 格 等	備 考
1	ローレル(計数機)	32		
2	開票台	120	200cm×100cm× 92cm	
3	開票台シート (450×650)	10	450cm×650cm(茶箱)ほか	
		0	180cm×360cm(茶箱)	
		10	200cm×300cm	
4	分類箱 (23箱)	320	25cm× 18cm(プラスチック製)	
5	サブケース(鉄箱)	100	47cm× 14cm	
6	10連ケース	1		
7	区分箱(10個用)	3		
8	デコラテーブル (大)	40	45cm×120cm× 72cm	
		40	45cm× 90cm× 72cm	
9	イチゴパック	200	17cm× 25cm× 7cm	
10	開票所用トレイ (2個用)	20	別途、作製	
		0		
		20		
11	コードリール	14		
12	立看板	1		
13	マット	30		
14	ブルーシート	10		
15	特製ダンボール	100	投票用紙梱包用・その他用	
16	くま手	2		
17	ブックエンド	10		
18	買物かご	50		
19	ガムテープ	120		
20	投光器	5		
21	大型はさみ	1	カギ切断用	
22	傘用ビニール袋	300		
23	軍手	30	単位:双	
24	チョーク(白色)	10		
25	電動メガホン	3		
26	懐中電灯	4		
27	数取機	0		

## 開票所器材一覧表

開票所 総合体育会館(メインアリーナ)

市議選

駐車場関係器材(共通)

	物 品 名	数量	規 格 等	備 考
1	交通整理灯	16		
2	雨合羽	20		
3	トランシーバー	12		
4	安全ベスト	20		
5	カラーコーン	50		
6	カラーコーン用バー	20		

投票所から開票所に送致された器材等で回収するもの

	物 品 名	数量	規 格 等	備 考
1	投票箱	87	ロープ、カギを含む	
2	トランク	86	36cm×55cm×24cm	
3	投票用紙等	50	50cm×50cm×50cmのダンボールに梱包	

投票所並びに開票所諸物品の作製に関すること

1 作製する諸物品

受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）が用意した資材を用いて次の諸物品を作製すること。なお、詳細については別途指示する。

- (1) 立看板（投票所案内看板、開票所標札看板）
- (2) 開票所用トレイ
- (3) その他

2 作業内容

(1) 立看板

立看板（木製）に画鋲等で表示紙及びビニールカバーを取り付ける（枚数は別途指示する）。

(2) 開票所用トレイ

ベニヤ板（約 50cm×40cm）にイチゴパックを両面テープで貼付し、開票所で投票用紙を配送するトレイを作製する（仕様及び数量は別途指示する）。

3 その他

- ・立看板は、その他の投票所器材とともに投票所へ送致する。
- ・開票所用トレイは、その他の開票所器材とともに開票所へ送致する。

期日前投票に係る物品一式の開票所への送致に関すること

1 作業日時

(1) 神奈川県知事及び神奈川県議会議員選挙

平成 31 年 4 月 7 日 (日) 18 時～20 時

(2) 横須賀市議会議員選挙

平成 31 年 4 月 21 日 (日) 18 時～20 時

2 送致物品

(1) 神奈川県議会議員及び神奈川県知事選挙

・投票箱 22 箱 (1 選挙につき 11 箱)

(2) 横須賀市議会議員選挙

・投票箱 11 箱

3 作業人員 (車両 1 台を含む。)

・3 名 (現場責任者 1 名、車両運転手 1 名、作業員 1 名)

ただし、開票所器材の送致終了後、継続して業務を行う。

4 作業内容

- ・受託者 (以下「乙」という。) は 18 時までにはヴェルクよこすかに配置し、委託者 (以下「甲」という。) から指示があるまで待機する。甲の指示を受けたら、選挙管理委員会事務室 (ヴェルクよこすか 2 階) から投票箱を運び出し、開票所へ送致する。
- ・作業は、必ず甲の立ち会いのもと行うこと。
- ・数量及び施錠の確認は、甲・乙ともに行うこと。
- ・乙は、投票箱を車両へ運び込むとき及び車両から運び出すとき、作業員 1 名に投票箱の見張りをさせること。
- ・開票所では、開票所の担当者に直接渡すこと。
- ・開票所への送致が完了したら、口頭で甲に報告すること。

横須賀市議会議員選挙立候補受付会場の設営及び撤収に関すること

1 日時

- (1) 設営 平成 31 年 4 月 13 日 (土) 9 時～11 時
- (2) 撤収 平成 31 年 4 月 14 日 (日) 18 時～21 時

2 会場

ヴェルクよこすか 6 階ホール

3 作業人員 (いずれも責任者 1 人を含む)

- (1) 設営 8 人
- (2) 撤収 5 人

4 作業内容

- ・事務局職員の指示により、会場内の机及び椅子を配置し、立候補受付会場を設営する。
- ・翌日、会場内の机及び椅子を原状に復す。

5 その他

- ・設営は、街頭啓発器材の点検及び積込完了後、直ちに開始する。

街頭啓発に係る諸物品の送致及び回収並びに  
会場の設営及び撤収と補助に関すること

1 日時

- ・横須賀市議会議員選挙 平成 31 年 4 月 13 日（土） 8 時～17 時
- ※街頭啓発開始時刻は、14 時 30 分。

2 会場

- ・横須賀中央駅前周辺

3 作業内容

- ・街頭啓発器材の点検及び積込
- ・会場、本部（Yデッキ下及びプライム前）設営
- ・啓発物品配布準備（配布は、関係者約 40 名）
- ・着ぐるみを着用して啓発活動（1 名）
- ・着ぐるみ着用者の補助（1 名）
- ・各本部に待機の上、配布者の手荷物監視及び啓発物品の補充
- ・終了後、配布者手荷物返却（同時に謝礼を渡す）
- ・会場撤去、街頭啓発器材収納

4 街頭啓発器材

- ・テント
- ・のぼり旗
- ・着ぐるみ
- ・カラーコーン
- ・カラーコーン用バー
- ・ブルーシート
- ・ダンボール
- ・配布物品
- ・配布者謝礼
- ・その他消耗品類

5 その他

- ・詳細は、当日指示する。
- ・街頭啓発器材の点検及び積込完了後、横須賀市議会議員選挙立候補届受付会場（ヴェルクよこすか）の設営をする。

トランクの移動作業に関すること

1 日時

平成 31 年 4 月 2 日（火）及び 4 月 25 日（木）

※作業時間は、各 1 時間程度

2 場所

ヴェルクよこすか地下倉庫及び 4 階

3 作業内容

- ・ 台車を使用し、トランクの地下倉庫から 4 階への移動作業。  
（エレベーター使用）
- ・ 指定する部屋に番号順に並べる。
- ・ 開票所から戻ってきたトランクは 4 階へ運ぶ。（エレベーター使用）
- ・ 選挙終了後、4 階から地下倉庫への収納。（エレベーター使用）

4 その他

- ・ 詳細は、当日指示する
- ・ 作業の進行状況により日程等の変更もある

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。